



生衛法は、私たち生衛業の振興・発展を支援する法律です

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です
国、指導センター、日本政策金融公庫は生衛組合を支援しています

厚生労働大臣

日本政策金融公庫



生衛法はこのような法律です

生衛法第1条(目的)

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料

金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

群馬県生活衛生同業組合のお問い合わせ先（組合加入やご相談などお気軽にどうぞ）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
群馬県理容生衛組合	群馬県前橋市南町三丁目61-5	027-221-9804
群馬県美容業生衛組合	群馬県前橋市石関町136-1	027-230-2277
群馬県クリーニング生衛組合	群馬県前橋市平和町一丁目4-22	027-231-1690
群馬県公衆浴場業生衛組合	群馬県桐生市本町一丁目4-35 一の湯内	0277-44-4704
群馬県興行生衛組合	群馬県沼田市西倉内町665-3	0278-22-3158
群馬県麵類生衛組合	群馬県前橋市紅雲町一丁目22-2 前麵会館内	027-289-8355
群馬県食肉生衛組合	群馬県前橋市昭和町三丁目17-17	027-233-7880
群馬県旅館ホテル生衛組合	群馬県前橋市上細井町2035	027-233-2873
群馬県中華料理生衛組合	群馬県前橋市昭和町三丁目34-26	027-237-3437
群馬県社交飲食業生衛組合	群馬県前橋市六供町一丁目13-4	027-224-9750
群馬県飲食業生衛組合	群馬県前橋市紅雲町一丁目7-12 県住宅供給公社ビル4階	027-223-9432
群馬県鮓商生衛組合	群馬県前橋市三河町一丁目12-6 村島ビル	027-224-2292

公益財団法人 群馬県生活衛生営業指導センター

〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町一丁目7-12 県住宅供給公社ビル4階

TEL 027-224-1809

FAX 027-224-1610

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

生衛業経営の皆様と生衛組合の活動を支援する基本法

生衛法制定
60周年

生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。
昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。

私たちと生衛法



平成29年
生衛業を守って60年

平成12年

第16次改正
法律名称を環衛法から
「生衛法」に変更

昭和54年

第8次改正
生衛法の目的を生衛業の
振興と消費者保護に改正
都道府県・全国指導
センターの設立

昭和32年

生衛法6月制定・9月施行
生衛組合が設立される
※当時の名称は「環衛法」

昭和30年

生衛業の経営安定のための
法律制定を国会に請願

昭和20年代後半

低料金店の出現などで生衛業界は
過当競争で社会問題化

公益財団法人 群馬県生活衛生営業指導センター

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆さまを支援する組織です。



生衛法の成り立ち



*生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
(昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」)



生衛組合の意義と活動



当時は、生衛組合は、衛生水準の向上と生衛業の経営の安定を図ることを目的に、料金や営業方法(休日、営業時間)に関する措置を実施することができた



※組合加入メリットのリーフレットもご覧ください

生活衛生営業指導センターの実施事業

生活衛生営業指導センターは、「生衛法」(昭和54年第8次改正)に基づき、全国及び都道府県に、それぞれ1つだけ設立される公益財団法人です。

指導センターは、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者を擁護する見地から生衛業の健全な発達を図ることを目的として、生衛業と生衛組合に対する支援活動を実施しています。

融資の相談



長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどのご相談に応じています。

専門的な相談



顧客とのトラブル、税務申告、年金問題などについて顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じています。

経営の相談



経営や衛生などお店の経営全般についてのご相談に応じています。

研修会・講習会の実施



生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的に開催しています。

行政や業界の最新情報の発信



生衛業に関連するニュースやイベント情報、タイムリーな調査研究結果などを発信しています。

標準営業約款(Sマーク)の策定・普及・推進



提供するサービスや商品が厚生労働省の認可基準を満たしているお店を「標準営業約款登録店」とするSマーク制度の普及・推進を図っています。

苦情相談



消費生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じています。

その他、災害協定など

福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の貢献のための県との協定締結などを行っています。

指導センターは生衛業の皆さまのサポーターです
無料です

どなたでも相談できます

お問い合わせ先は
各都道府県指導センター
ホームページで